

カウンセリング費用の公費負担を拡充する制度についての考え方(案)

【医療機関における医療保険外の心理療法の費用の公費負担(主に中・長期)】

資料 3

課 題	重傷病給付金の拡大 【犯罪被害給付制度】	心理カウンセリング給付金の新設 【犯罪被害給付制度】	新しい仕組みの創設 【新しい制度を創設】
犯罪被害者等の範囲	被害者本人、[家族?]	被害者本人、[家族?]	被害者本人、家族、遺族
犯罪被害者等の制限			
●罪種	日本国内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失を除く) [その他?][国外犯?][過失犯?]	日本国内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失を除く) [その他?][国外犯?][過失犯?]	要検討?
●資力	なし	なし?	要検討
●損害賠償の受取との調整	調整あり	調整あり	要検討
●帰責性	減額対象	減額対象	要検討
●警察への届出の有無	あり	あり	要検討
犯罪被害の判断(事実認定)	警察	警察	裁定機関 [厚生労働省?]
犯罪被害の事実認定の方法	警察による捜査	警察による捜査	本人の申告により判断?
心理療法の必要性の判断	医師、臨床心理士等	医師 [臨床心理士等→認定制度の問題]	医師、臨床心理士等
心理療法の種類・範囲	医療保険適用範囲の拡大の可能性?	医療保険外の心理療法	医療保険外の心理療法
心理療法の実施者の質の確保	必要	必要	必要
実施者の認定を行う者	要検討 [厚生労働省?]	要検討 [厚生労働省?]	要検討 [厚生労働省?]
公費を支給する機関	警察(公安委員会)	警察(公安委員会)	裁定機関 [厚生労働省?]
支給方法	償還払い	償還払い/実施者一時立替払い?	要検討

現行の心理療法現物給付制度 【主に被害直後～1か月程度】

既存の公費負担による カウンセリング制度	専門的知識・技術を有する警察職員又は都道府県警察が委嘱した精神科医・臨床心理士によるカウンセリング	民間犯罪被害者支援団体に対する業務委託に係る相談・カウンセリング	精神保健福祉センター・児童相談所・配偶者暴力相談支援センター等のカウンセリング
根拠 課題	指針(告示)、要綱等	指針(告示)、要綱等	・精神保健福祉法第6条 ・児童福祉法第12条第2項、局長通知 ・配偶者暴力防止法第3条第3項第2号
犯罪被害者等の範囲	現状において明示的制限なし	現状において明示的制限なし	対象者は各制度ごとに定められる
●警察への届出の有無	あり	どちらでもよい	どちらでもよい
犯罪被害の判断(事実認定)	警察	—	支援要件として不要
心理療法の種類・範囲	地域の運用による	地域の運用による	各機関の性質による
心理療法の実施者	専門的知識・技術を有する警察職員又は都道府県警察が委嘱した精神科医・臨床心理士	民間犯罪被害者支援団体のスタッフや委嘱された臨床心理士等	各機関の性質による
公費を支給する機関	警察	警察(一部?)。但し、カウンセリング費用としての用途限定はない	各機関
公費の財源	都道府県警察費、国費補助金(一般会計)	都道府県警察費、国費補助金(一般会計)	都道府県費、国費補助金(一般会計)
問題点	新しく心理療法の公費負担の制度が拡充・創設等される場合、対象者及び心理療法等について切り分けが必要	新しく心理療法の公費負担の制度が拡充・創設等される場合、対象者及び心理療法等について切り分けが必要	各制度における(公費による)カウンセリングの対象者と「犯罪被害者等」に対する公費負担制度との整理が必要